


令和元年度 部長マニフェスト 政策経営部長

部の概要			
所属課と人員 (H31.4.1現在)	市長室・政策経営課・課税課・収納課	73人	

部の運営方針

政策経営部は、国立市総合基本計画の基本理念である「人間を大切にすまちづくり」の実現に向け、市長のトップマネジメントを補佐し、持続可能な行財政運営を行います。

市の全ての施策の根幹である人権・平和施策については、4月1日に施行された「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和のまちづくり基本条例」に基づき、ソーシャル・インクルージョンの理念の下で施策を着実に展開してまいります。また、10月には東京都内で初めての平和首長会議が国立市で開催されます。市の魅力をアピールしつつ成功させるよう努めます。

令和元年度は、各部とも連携し「次世代の育成」「安心・安全の確保」「国立ブランドの向上」などの重要施策に取り組みます。市税に関する業務については、公平・公正を旨として正確・適正な課税・収納業務を行い、納税者の皆様から信頼されるよう取り組みます。

令和元年度の重点項目

項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1 平和・人権施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」にもとづき、庁内におけるソーシャル・インクルージョンの理念の浸透と人権と平和のまちづくり審議会を立ち上げ、基本方針の検討を開始します。 第9回平和首長会議国内加盟都市総会を平和首長会議事務局と連携して開催し、市の平和事業(伝承者事業、平和組曲等)を全国に向け発信し、活用の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 「ソーシャル・インクルージョンの浸透について、庁内では、事務事業マネジメントシートに項目を追加し、常に振り返る仕組みとした。また庁内及び財団等の庁外の機関へ条例の理念の周知を図った。審議会は7月に立ち上げ基本方針の検討を開始したが、具体的な審議は次年度への持ち越しとなった。 平和首長会議を終え、83自治体147名(うち首長37名)の参加となった。全庁の職員の協力を受けて実施した。市のプログラムに関しては、各項目の完成度も高く、市の平和施策について広島、長崎両市長はじめ出席者から高い評価をいただいた。 	B
2 第5期基本構想第2次基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度を始期とする8年間の第2次基本計画を策定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 第5期基本構想第2次基本計画については、最終案を庁内確定したが、全員協議会が4月に延期となったことから、令和2年4月以降に決定予定である。 	B
3 行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能なまちとして、また、新たな課題に適切に対応していくために行財政改革を進めます。具体的には、第2次基本計画の実行性を担保するために、令和2年度を始期とする新たな行財政改革プランを策定します。 また、引き続き行政評価に基づく事業のスクラップ&ビルドを進め、事業者提案事業について民間事業者のもつノウハウを活用し、歳入増加・歳出削減へつなげる事業を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな行財政改革プランについては、2月末現在で案とし、3月議会で報告し年度末で計画決定する予定。行革実績としては、事務事業の見直し等と使用料・手数料の見直しを行い、令和2年度予算において約5,180万円の効果額を産んだ。 また、事業者提案制度については、5件の提案について実施することを決定、歳出削減の取り組みを進めた。 	B
4 公共施設再編計画の骨子策定	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設再編計画案の策定に向け、公共施設のあり方審議会を運営し、骨子を年度内に作成します。市内を複数の圏域に分け、長期的視点での各圏域における施設再編の方向性を定めるとともに、各部と協議を行いながら施設類型ごとの計画期間内の取り組みを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての圏域の施設再編案における取組の方向性の議論を審議会で行った。 再編計画のひな形の策定を行い、施設類型ごとの取り組み内容を検討する際の検討に着手し、令和2年6月の答申へ向けた基礎とした。 	B
5 女性への総合的な相談支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 女性パーソナルサポート事業を民間女性支援団体と連携して開始し、DV等の困難な状況におかれた女性の自立支援を先駆的に取り組み、女性のエンパワメントの推進を図ります。 DV被害者支援に関して、一時保護や連携システムの見直しを図り、安心・安全につながる仕組みを構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> 12月末時点の実績として、短期宿泊事業6名・148泊、自立支援事業23名であり、数値目標は達成した。厚生労働省、内閣府、他自治体からもヒアリングや問い合わせがあり、想定以上の効果、反響のある事業となった。 DV被害者支援に関する個人情報管理に関しては、関係課長職への説明会を開催し、8/1付で全庁的な運用を開始した。今年度作成したマニュアルと共に、次年度も継続的な研修を行い、定着を図っていく。 	B
6 収納率の維持・向上及び市債権の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> 市税に関しては正確・適正な課税に努めます。 市税及び国保税の収納率については、多摩地区平成29年度実績で26市で第1位であり、この高い収納率を維持して市税収納率99.5%・国保税収納率93.2%を堅持します。また、収納業務に当たっては、丁寧な対応はもちろんのこと、福祉的な視点を持ち、生活支援が必要な場合は、関係機関へつなぐなど総合的に対応します。 市債権に関しては、市税及び強制徴収公債権を条例の対象とし、適正管理につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> 2月末日現在まで、納税者からの指摘による修正件数はない状況である。さらなる強化策として既存データのチェック作業にも範囲を広げて対応している。 平成30年度決算では、市税・国保税の収納率はともに多摩26市中1位であり、平成31年度(令和元年度)についても前年同月比(元年2月)では-0.42ポイントとほぼ変わらない数値である。 債権管理条例案については、なお調整の余地があるが、実務上では現状で可能な範囲で対応を拡大し、ふくふく窓口等との庁内連携を丁寧に行っている。 	B

[達成度] A...100% B...80%以上100%未満 C...50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満